

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 12 月まで

私は、昭和 62 年 3 月から同年 12 月まで、A 社（現在は、A 〳 社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の父が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた旨を主張しているが、雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 12 月 15 日から平成 2 年 1 月 15 日までの期間において、B 〳 社（申立期間当時は、B 社）で雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間当時、B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申立人の氏名を記憶しているとする同僚は、「申立人は、昭和 61 年頃から平成元年頃まで、同社の従業員として業務請負先である C 社と一緒に勤務していた。」と供述していることなどから、申立人は、B 社の従業員として業務請負先である C 社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人同様、業務請負先の C 社で勤務していたとする同僚は、「厚生年金保険及び健康保険には、入社後 3 か月以降に本人の申出により加入できた。」と供述している上、B 社本社において勤務していた複数の同僚は、「雇用保険には加入していたが、給与の手取りを多くするために厚生年金保険及び健康保険には未加入の者が多かった。厚生年金保険及び健康保険に加入するには本人からの申出が必要であった。」旨の供述をしていることから、当時、B 社では、従

業員からの申出により厚生年金保険に加入させていたことがわかる。

また、B社の事業を継承しているD社の担当者は、「B社は合併により既に無くなっており、当時の資料等は保管されていないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除等は不明である。」と供述している上、同僚からも申立人に係る厚生年金保険料の控除の有無についての供述は得られない。

さらに、申立期間を含む前後の期間（昭和 61 年 12 月から 62 年 12 月まで）に係るB社のオンライン記録を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記録されており、申立人の記録が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。